

第9期介護保険事業計画

介護医療院施設整備運営事業者の公募について

1. 公募の趣旨

本市では、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、介護保険サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、令和8年度に整備する下記の事業者を公募するものです。

また、開設の許可は県になりますが、本市で事業実施を予定される法人につき、市において募集し選定を行うものです。

なお、甲賀市内の圏域は水口1・水口2・土山・甲賀・甲南・信楽の6つに分かれています。水口1は貴生川・柏木・綾野地区で、水口2は水口・伴谷・岩上地区のことであり、土山、甲賀、甲南、信楽とは旧町地域のことです。

2. 公募の対象施設

施設名	事業規模	整備数・地域
介護医療院	29床	1箇所・全圏域

立地条件

住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

土砂災害や浸水、洪水等の危険がある区域等に該当していないことや、付近に緊急車両が通行できる道路があること。

※ 整備区分は新築または増改築とします。

※ 設備基準等については「滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従事者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例」に適合するようにしてください。この条例については、甲賀健康福祉事務所総務担当（Tel 0748-63-6111）または滋賀県健康福祉部医療福祉推進課（Tel 077-528-3523）へお問合せください。

3. 応募資格

- (1) 申請者は、整備ならびに運営を直接行う法人であること。
- (2) 介護保険法第107条第3項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 応募に当たっては、都市計画法に基づく開発許可基準など関係法令に適合し、関係法令を遵守した計画とすること。
- (4) 地元住民に対し事業所建設計画や事業内容等の説明を十分行い、理解・賛同を得ること。
- (5) 整備区分は新築または増改築とする。なお、既存物件にて整備する場合、昭和56年以前の建物については、耐震診断を受け、現行の耐震基準を満たしていること、または必要な耐震改修を実施していること。
- (6) 原則、令和8年度内に整備完了すること。
【要件等については、ご相談ください。】

4. 設置に伴う補助金

補助金については、県との協議の結果、交付金が活用できない場合もあり得るため、補助金の交付は確約できるものではありません。よって、応募申請時点では自己資金等により開設できる見込みとし、資金計画は十分な資力をもって計画してください。

5. 応募の方法

(1) 提出書類

提出書類	内容等	様式等
1. 応募申込書	所定の様式	様式 1
①定款または寄付行為	最新のもの ※写しの場合は原本証明が必要	任意様式
②法人登記簿謄本	申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの	
③事業者概要	○介護保険サービス事業を行うにあたっての理念・基本方針 ○パンフレット等の事業所運営の基本的考え方や運営方針等がわかるもの ○介護医療院の事業を実施することを決めた経緯 ○法人の事業経歴・実績 ○事業役員等の構成・氏名 ○組織図 ○代表者の履歴、これまでの経歴について	任意様式 併せて 別紙 1-3 を提出
④決算書類	直近 2 年間の決算書類（貸借対照表・損益計算書・財産目録） ※補助金の交付があった場合や融資および寄付金・出資金がある場合は、直近 2 年間の内容と実績（寄付や出資の決定を記した理事会議事録や念書等）	任意様式
⑤土地建物等権利関係書類	事業予定地ならびに建物に関する権利関係が確認できる書類 ○土地売買契約書、土地賃貸借契約書、合意書等 建物売買契約書、建物賃貸借契約書、合意書等 （所有者が複数の場合、所有者全員分） ○土地登記簿謄本、建物登記簿謄本（要約書不可） ※申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの。写しの場合は原本証明が必要 ○公図（予定地を色付けして明示したもの） ※建設用地は、施設建設が可能であること。建設予定地が申請者の所有でない場合については事業の継続性を保証するため、建物の耐用年数に相当するもしくは少なくとも 10 年間以上の賃貸借契約が締結または保証または見込まれていること ※建設用地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと、または確実に解除が可能であること	任意様式
⑥案内図	設置予定地を色付けして明示したもので、写真撮影場所を矢印と番号で示すこと【例：←㊸】	任意様式
⑦現況写真	前面道路や隣接建物との関係が分かるよう、設置予定地を周囲 4 方向から撮影したもの 【既存建物を利用する場合】全景のほか、建物内の主要部分	
⑧誓約書	介護保険法第 107 条第 3 項に該当しないことを誓約する書面	別紙 1-8

提出書類	内容等	様式等
2. 事業計画書	所定の様式	様式 2
①管理者（予定者）の履歴	指定管理者（予定者）の履歴、これまでの経歴などについて	別紙 2-1
②医師について	医師の資格について ※資格者証の写しを添付すること	
③介護支援専門員について	介護支援専門員の履歴、これまでの経歴などについて ※資格者証の写しを添付すること	別紙 2-3-1 別紙 2-3-2
④基本計画図	○計画位置図および建物の平面図・立面図 ※基準に従った建物が当該敷地内で建設ができることがわかる図面で可 【既存建物を利用する場合】現況平面図、耐震状況が分かる資料、検査済証等 ※選定審査までに、建設用地の開発、造成および施設建設にあたっては、都市計画法や文化財保護法等の公的規制等について、必要な許認可が得られる見込みであるかどうか、県や市などの関係部署へ協議しておくこと。	任意様式
⑤事業スケジュール	○工程表 地元協議、設計積算、建設工事、補助金の交付を受けるための準備、入札、職員確保・研修・配置、事業開始予定日等を表したもの ○地元への説明経緯を記したもの 説明に回ったお宅を住宅地図に反映させ、説明時の配布資料や設置予定地周辺住民（町内会・自治会等）の合意書等があれば添付すること <u>※申込みまでに、建設計画について必ず地元説明を行うこと</u> 「市に申請し、選定されなければ事業化されない」ことを伝えたくて、最低でも隣接するお宅や自治会や町内会には説明を行うこと。ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えること。	任意様式 または 別紙 2-5 任意様式
⑥資金計画	施工工事費用見積書や収支（見込）予算書、借入金償還計画一覧表、宿泊費の積算根拠 ※建設整備は、利用者等へ過重な負担とならないよう配慮し、県の設備運営基準、その他関係法令を遵守した内容で計画すること	任意様式 別紙 2-6
⑦人権に関する考え方	利用者の個人情報保護やプライバシーへの配慮、虐待の対応などについての考え方を示したもの	任意様式
⑧従事職員関係	○採用方法、資格・経験、雇用形態、研修体制、健康管理、配置人員について具体的に予定したもの ○人材確保と人材育成に向けた取り組みについて具体的に記載したもの	任意様式 併せて 別紙 2-8-1 別紙 2-8-2 を提出

⑨利用者の決定や利用料等について	利用者の決定基準および利用料その他サービス内容について具体的に予定したもの	任意様式
⑩危機管理対応	衛生管理、事故防止・安全対策・非常災害時対策・苦情処理に関する各マニュアル等の写し 事故や非常時対策・苦情を受けた時等の処理体制、避難・防災訓練計画、各マニュアルの職員への周知方法（研修の実施等）などを記載したもの	任意様式
⑪医療・福祉との連携	協力医療機関（協力歯科医療機関）との連携体制など	任意様式

（２）書類の提出にあたっての留意事項

- ◎応募申込書および事業計画書ごとに目次を付けてください。目次にはタックインデックスを使用し、目次または各必要書類名を表記してください。
- ◎書類は、すべてA4サイズに整え作成してください。（図面や工程表等はA3版可）
- ◎提出にあたっては、関係書類をフラットファイルに綴じてページを付番してください。また、フラットファイルの表紙・背表紙には『応募申請書（サービスの種類を記載）』および『申請者（法人）名』を記載してください。
- ◎正本1冊と副本12冊の計13冊提出してください。
- ◎パンフレットなど製本や印刷物で、他書類と一緒に綴れない書類は別添としても構いませんので、その場合も13部提出してください。
- ◎応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。
- ◎契約関係書類などの写しについては、原本証明をしてください。
- ◎上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ◎提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ◎提出された書類中の個人情報については本選考以外の目的には使用しません。

受付期間・時間	令和7年6月16日（月）～令和7年12月26日（金） ※募集期間延長 （ただし、土・日・祝日を除く） 午前9時～午後4時
提出場所	甲賀市役所 健康福祉部長寿福祉課介護保険係 住 所：甲賀市水口町水口6053番地 電 話：0748-69-2166（直通） FAX：0748-63-4085（部共用）
提出方法および留意事項	書類の提出は、直接ご持参ください。郵送やFAX等による提出は認めません。 ※提出の際は、事前に長寿福祉課へご連絡ください。 ※受付期間内に書類が揃わない場合は、長寿福祉課に連絡してください。

6. 選考および結果通知

（１）事業者の選考

事業者選定については書類審査、および書類審査通過者に対し選定審査（プレゼンテーション）を実施し、甲賀市介護保険施設事業者選定委員会にて審査判断し選考します。
なお、審査対象の事業者が1者以上であっても選定基準に満たない時は「該当なし」とする場合もあります。

（２）選考結果通知

選考結果は文書で行います。また、選定事業者について市のホームページに掲載します。

公募スケジュール

令和7年6月16日（月）	～	令和7年12月26日（金）	公募 募集期間
令和8年1月中旬～下旬		事業者選定委員会開催・選定審査（プレゼンテーション）	
令和8年1月下旬		事業者の選定結果通知及び公表	

- （3）公募選定後、事業者で建設工事請負業者を選考する場合は、市の整備事業等と同様、一般競争入札などの契約手続きに準ずるようにしてください。
- （4）県へ報告の後、施設整備計画ヒアリング（県）、法人等審査会（県）において決定されます。
- （5）都合により上記スケジュールの変更が生じる場合もありますのでご了承ください。

7. その他

- （1）開設許可については県の所掌となりますが、本市において事業実施する場合の審査選考を行います。よって本市において審査選考を通過しても、施設整備の要望が滋賀県に採択されない場合もあり、その際には市は責任を負いません。
- （2）滋賀県介護施設等施設整備補助金の対象事業については、財政状況等により補助されない場合があります。
- （3）選定事業所の事業計画は、原則として変更は認めません。変更する場合は、必ず事前に協議してください。
- （4）当初予定していた計画内容に大幅な変更等が生じたり、開発許可が得られない場合などで予定したスケジュールの大きな遅れや、事業実施の目処が立たなくなった場合等には、選定を取り消す場合があります。
- （5）滋賀県へ進達した後、県の求めに応じてヒアリングや関係書類の提出を求めることがあります。
- （6）事情により応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

公募についてのお問合せは・・・

甲賀市役所 健康福祉部長寿福祉課介護保険係
電話 0748-69-2166
FAX 0748-63-4085